

訪日外国人旅行者に酒類製造場で販売した酒類に係る酒税の免税制度の創設

消費税が免税となる輸出物品販売場の許可を受けた酒類製造場において、訪日外国人旅行者へ販売する酒類について、消費税に加え酒税を免税とすることにより、地方における酒蔵ツーリズムを振興し、もって日本産酒類の認知度向上を通じた輸出促進を図る。

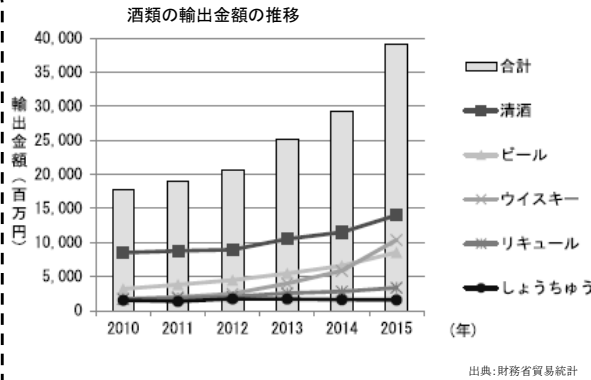
○「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋) 第2・Ⅳ・(2)・v) クールジャパンの推進

日本産酒類については、「日本産酒類の輸出促進連絡会議」の下で、日本食等と併せ、在外公館や国内外における多様な人的ネットワークやコンテンツ等を活用した情報発信、訪日外国人旅行者等に対する酒蔵ツーリズム等のプロモーションの充実や免税店制度の活用、地理的表示制度の活用による付加価値の向上等を図るとともに、関係省庁やJETROによる販路拡大支援、輸出先国における環境整備等の課題を整理した上で政府一体となって取り組む。

施策の背景

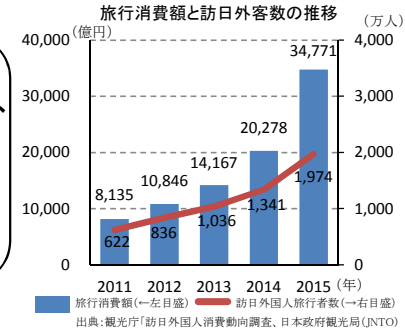
日本産酒類の輸出促進に向けた現状と課題

日本産酒類の輸出促進に向けて取組を進めてきた結果、2015年の酒類の輸出金額は、2012年(206億円)の2倍近くとなる390億円と過去最高を記録。今後、日本産酒類の輸出拡大を目指す上で、外国人に全国各地で「日本の酒」を体験してもらい、世界に知られていない「日本の酒」の魅力を知ってもらうことが必要



好調な訪日動向

- 訪日外国人旅行者は、2015年1,974万人に達し、順調に増加
- 2014年度の消費税免税制度拡充により、免税の対象品目に消耗品が加わったことから、化粧品、酒等の消耗品の消費額も大幅に増加



酒蔵ツーリズムの振興により、日本産酒類の消費の拡大、もって海外での日本産酒類の認知度向上を通じた輸出促進を図ることが重要

(参考)「明日の日本を支える観光ビジョン」における新たな目標

- 訪日外国人旅行者数 2020年4,000万人、2030年6,000万人
 - 訪日外国人旅行消費額 2020年8兆円、2030年15兆円
- (※平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)

要望の結果

酒税を免税とする制度を創設する。

対象者: 訪日外国人旅行者

場所: 輸出物品販売場(※)の許可を受けた酒類製造場(酒蔵)

※ 非居住者に対して一定の物品を所定の手続きで販売する場合に、消費税が免除される販売場(消費税法第8条)

物品: 酒類(日本産酒類の全品目が対象)



地方の酒蔵ツーリズムの振興

地方における外国人旅行消費の拡大
日本産酒類の認知度向上を通じた輸出促進